

委 託 契 約 書 (案)

委託者 愛媛県（以下「甲」という。）と受託者 _____（以下「乙」という。）とは、次の条項により業務委託契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（委託業務の内容）

第2条 甲は、広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務（以下「業務」という。）を別紙「広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務仕様書」（以下「仕様書」という。）により乙に委託し、乙は、これを受託する。

（善管注意義務）

第3条 乙は、業務の遂行に際して、専門的な知識及び経験に基づき、善良な管理者の注意をもって業務に当たるものとする。

（個人情報保護）

第4条 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（委託期間）

第5条 乙は、令和7年 月 日から令和8年3月19日までの間、業務を行うものとする。

（委託料）

第6条 業務の委託料（以下「委託料」という。）は、金 _____円（うち消費税及び地方消費税 _____円）とする。

（契約保証金）

第7条 契約保証金は、 _____ する。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときはこの限りでない。

2 前項の規定にかかわらず、乙は、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対し売掛金債権を譲渡することができる。

3 前項の規定に基づき売掛金債権の譲渡を行った場合において当該譲渡の通知を受けるまでにした甲の弁済の効力は、愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）の規定に基づき会計管理者が指定金融機関又は指定代理金融機関に支払指示を行ったときに生ずるものとする。

（再委託等の禁止）

第 9 条 乙は、業務の処理を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得たときは、この限りでない。

（業務計画書の提出）

第 10 条 乙は、契約締結後速やかに広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務計画書（様式第 1 号。以下「業務計画書」という。）を甲に提出し、甲の承認を受けるものとする。

（業務計画書の変更）

第 11 条 乙は、業務計画書の内容を変更しようとするときは、事前に広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務変更計画書（様式第 2 号）を甲に提出し、甲の承認を受けなければならない。

（調査等）

第 12 条 甲は、必要があると認めるときは、業務の処理状況について調査し、乙に対して指示を行い、又は乙から報告を求めることができる。

（業務の内容の変更等）

第 13 条 甲は、必要があると認めるときは、乙に対し書面により業務の内容を変更し、又は委託期間の変更を求めることができる。この場合における業務の内容又は委託期間は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（業務の完了報告及び完了検査）

第 14 条 乙は、業務を完了したときは、完了及び業務の内容を明らかにする書面を添えて、遅滞なく甲に対して広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務完了報告書（様式第 3 号）を提出しなければならない。

2 甲は、前項の報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に業務の成果について検査を行うものとする。

3 前項の検査の結果、不合格となり、業務の結果について補正を命じられたときは、乙は、直ちに当該補正を行い、甲に補正完了を届け出て、再検査を受けなければならない。

（業務委託料の支払）

第 15 条 乙は、前条第 2 項の規定による検査又は同条第 3 項の規定による再検査に合格したときは、業務委託料の支払を、広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託料請求書（様式第 4 号）により、甲に請求することができる。

2 甲は、前項の規定による請求があったときは、請求を受けた日から 30 日以内に業務委託料を支払わなければならない。

（著作権）

第 16 条 乙は、成果物の著作権を著作権法（昭和 45 年法律第 48 号）第 27 条及び第 28 条に基づく権利を含めて、引渡しの際に甲に無償で譲渡するものとする。

2 乙は、成果物に係る著作者人格権を行使するときにおいても、甲及び甲の指定する者に対して、これを行行使しないものとする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、成果物に既に乙が著作権を保有している著作物が含まれている場合は、当該著作物の著作権は、乙に帰属するものとする。

（支払遅延利息）

第 17 条 乙は、甲の責めに帰すべき理由により、第 15 条の規定による業務委託料の支払が

遅れた場合には、甲に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づく遅延利息の率の割合で遅延利息の支払を請求することができる。

（甲の解除権）

第 18 条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、催告をしないでこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反したとき。
 - (2) 正当な理由なく業務に着手しないとき。
 - (3) 委託期間内に業務を完了する見込みがないと認められるとき。
 - (4) 業務の実施に関し不正の行為があったとき。
 - (5) 正当な理由なく甲の指示に従わないとき。
 - (6) 乙又は乙の代表役員等、一般役員等若しくは経営に事実上参加し若しくは実質的に経営を支配している者が、暴力団関係者（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団の関係者をいい、愛媛県暴力団排除条例（平成 22 年愛媛県条例第 24 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等を含む。）であると認められるとき。
- 2 前項の規定により契約が解除されたときは、乙は、委託料の 10 分の 1 の額を違約金として甲に支払うものとする。
- 3 前項の規定は、甲に生じた損害額が前項に規定する違約金の額を超える場合においては、甲が乙に対して賠償を請求することを妨げるものではない。
- 4 甲は、この契約を解除した場合において、既済の業務のうち分割して引渡しを受ける利益がある部分の引渡しを乙に請求することができる。この場合において、甲は、当該引渡しを受けた部分に相当する委託料を乙に支払うものとする。
- 5 第 14 条及び第 15 条の規定は、前項の場合について準用する。

（談合その他不正行為による甲の解除権）

第 19 条 甲は、乙（第 3 号及び第 4 号にあっては、乙が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においては使用人を含む。）がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 49 条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。
 - (2) 公正取引委員会から独占禁止法第 62 条第 1 項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。
 - (3) 刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条（独占禁止法第 89 条第 1 項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。
 - (4) 刑法第 197 条から第 197 条の 4 までに規定する賄賂を甲の職員（一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。）、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき（これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。）。
- 2 前条第 2 項から第 5 項までの規定は、前項の規定に基づき契約を解除した場合について準用する。

（その他の甲の解除権）

第 20 条 甲は、第 18 条第 1 項又は前条第 1 項に定める場合のほか必要があると認めるときは、乙と協議のうえこの契約を解除することができる。

(賠償の予約)

第 21 条 乙は、第 19 条第 1 項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、委託料の 10 分の 2 に相当する額を支払わなければならない。業務が完了した後も、同様とする。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- (1) 第 19 条第 1 項第 1 号から第 4 号までに掲げる場合において、排除措置命令又は審決の対象になる行為が、独占禁止法第 2 条第 9 項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売に該当するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要と認めるとき。

2 前項の規定は、甲に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(乙の解除権)

第 22 条 乙は、甲がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

(損害のため必要を生じた経費の負担)

第 23 条 乙は、その責めに帰すべき理由により、業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(秘密の保持)

第 24 条 乙は、業務の処理上知り得た秘密を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この契約の満了又は解除後も効力を有する。

(セキュリティポリシーの遵守)

第 25 条 乙は、愛媛県情報セキュリティポリシーを遵守するとともに、その内容を業務従事者に周知し、遵守させなければならない。

(資料等の管理及び返還)

第 26 条 乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与された資料、情報、機器等を、善良なる管理者の注意をもって管理保管し、かつ、業務以外の用途に使用してはならない。

- 2 前項に規定する資料、情報、機器等は、甲の指示又は承認があるときを除き、第 10 条の規定に基づき甲が承認する業務計画書に記載された業務の実施場所以外には持ち出ししてはならない。
- 3 乙は、第 1 項に規定する資料、情報、機器等を、委託業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故等の報告)

第 27 条 乙は、甲から貸与された資料、情報、機器等及びその管理するデータ等の漏えい、紛失（盗難を含む。）、滅失、改ざん、き損その他の事故が発生した場合は、直ちに事故の拡大の防止、復元、改修等の措置を講ずるとともに、事故等の概要を甲に報告し、その指示に従わなければならない。

(瑕疵担保責任)

第 28 条 甲は、第 14 条（第 18 条第 5 項及び第 19 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する完了検査後、納入成果品に瑕疵が発見された場合は、乙の責任と費用によるその補修又は甲若しくは甲が第三者に依頼して補修するのに要した費用及び瑕疵によって生

じた損害の賠償を請求することができる。

2 前項の瑕疵担保期間は、完了検査後2年間とする。

(契約の費用)

第29条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(管轄裁判所)

第30条 この契約から生ずる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の事務所の所在地を管轄する裁判所をもって管轄裁判所とする。

(契約外の事項)

第31条 この契約書に定めのない事項については愛媛県会計規則によるものとし、同規則に定めのない事項又はこの契約の条項について疑義が生じた場合には、甲乙協議してこれを定めるものとする。

この契約の証として、書面又は電磁的記録にて本書を作成する。書面にて作成する場合には、本書2通を作成し甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。電磁的記録にて契約書を作成する場合には、甲及び乙がそれぞれ電子署名を行い、各自が保存する。

令和 年 月 日

松山市一番町四丁目4番地2

甲 愛媛県

知 事 中村 時広 

乙

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適切な管理を行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに第三者に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

- 2 乙は、この契約による業務に関わる責任者及び従事者に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づき処罰される場合があることその他個人情報の適切な管理に必要な事項に関する研修をしなければならない。

(保有の制限)

第3 乙は、この契約による業務を行うために保有する個人情報は、業務を達成するために必要な最小限のものにしなければならない。

(安全管理措置)

第4 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 乙は、この契約による業務の責任者及び従事者を定め、書面により甲に報告しなければならない。
- 3 乙は、責任者及び従事者を変更する場合は、事前に書面により甲に報告しなければならない。
- 4 乙は、従事者の管理体制及び実施体制並びにこの契約による業務で取り扱う個人情報の管理の状況についての検査に関する事項について書面により甲に報告しなければならない。

(利用及び提供の制限)

第5 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容を契約の目的以外の目的に利用し、又は提供してはならない。

(複写、複製の禁止)

第6 乙は、この契約による業務を処理するために甲から提供された個人情報が記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止等)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者に委託（以下「再委託」という。）してはならない。

- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、

再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う個人情報の内容、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を甲に申請し、その承諾を得なければならない。

- 3 前項の場合、乙は、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託先に対して、再委託した業務の履行状況を管理及び監督するとともに、甲の求めに応じて、その管理及び監督の状況を適宜報告しなければならない。
- 5 前各項の規定は、再委託先が委託先の子会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。）である場合も、同様とする。

（派遣労働者利用時の措置）

第 8 乙は、この契約による業務を派遣労働者に行わせる場合は、派遣労働者に対して、本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、派遣労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（資料等の返還等）

第 9 乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受けた個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による業務を処理するため乙自らが取得し、又は作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後速やかに、かつ確実に廃棄又は消去するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

（個人情報の運搬）

第 10 乙は、この契約による業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい等を防止するため、乙の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

（実地検査）

第 11 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の管理体制、実施体制及び管理の状況等について、随時実地に検査することができる。

（指示及び報告等）

第 12 甲は、乙がこの契約による業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、乙に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

（事故時の対応）

第 13 乙は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事態が生じ、又は生じたおそれがあることを知ったときは、その事態の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに甲に対して、当該事態に関わる個人情報の内容、件数、原因、発生場所及び発生状況を書面により報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による業務の処理に関し、個人情報の取扱いにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先又は派遣労働者の責めに帰する事由により甲又は第三者に損害を与えたときも同様とする。

(契約の解除)

第 15 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項に違反していると認めたときは、この契約の全部又は一部を解除することができる。

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
会 社 名
代表者職氏名 印

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結した広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託契約書第10条の規定に基づき、業務
計画書を次のとおり提出します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施予定期間
- 3 業務の実施計画
- 4 収支予算書
- 5 その他

（注）業務の実施計画は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。

※以下の欄は、押印を省略する場合に記入してください。（押印する場合は記載不要です。）

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
会 社 名
代表者職氏名 印

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務変更計画書

令和 年 月 日付け第 号で承認のあった広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務計画書を次のとおり変更したいので、広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託契約書第11条の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 業務の内容
- 3 業務の実施予定期間（変更）
- 4 業務の実施計画（変更）
- 5 収支予算書（変更）
- 6 その他

（注）業務の実施計画（変更）は、委託業者の様式により、できる限り詳細に記載すること。変更のない項目については、省略することができる。

※以下の欄は、押印を省略する場合に記入してください。（押印する場合は記載不要です。）

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
会 社 名
代表者職氏名

印

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務完了報告書

令和 年 月 日付けで契約を締結した広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託契約書第14条第1項の規定に基づき、業務が完了したので、下記のとおり報告します。

記

- 1 業務の内容
- 2 業務の実施期間
- 3 収支決算書

（注）成果物を添付すること。

※以下の欄は、押印を省略する場合に記入してください。（押印する場合は記載不要です。）

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	

令和 年 月 日

愛媛県知事 様

住 所
会 社 名
代表者職氏名 印

広域飛行可能なドローンを活用した
愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託料請求書

令和 年 月 日付けで契約を締結した広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託料について、広域飛行可能なドローンを活用した愛媛県原子力防災ドローンシステム構築業務委託契約書第15条第1項の規定に基づき、次のとおり請求します。

記

一金 円也

※以下の欄は、押印を省略する場合に記入してください。（押印する場合は記載不要です。）

本件 責任者	職・氏名			
	電話		E-mail	
担当者	職・氏名			
	電話		E-mail	